

## 大府市手話言語条例

言語は、お互いの気持ちや感情、考えを伝え合い、理解し合う上で欠かすことのできないものです。さらに、言語は、知識を蓄え、文化の創造を促し、人類の発展に大きく寄与してきました。手話もまた同じく言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する独自の語彙や文法体系を持つ非音声言語です。ろう者は、お互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するために必要な独自の言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまでの長い歴史の中で、手話は言語として認められず、ろう者は苦痛を強いられてきました。近年では、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）や、平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話は言語であると明確に定められるなど、ろう者を取り巻く環境は変化していますが、現在でも、手話が言語であること及びその手話を使用するろう者について理解する機会が少ないことに加え、手話を使用できる環境が十分に整備されていないため、多くのろう者が日常生活や社会生活において不安や不便を感じています。そのため、私たち一人ひとりが手話について正しく理解し、ろう者が手話を使って安心して暮らせる社会の実現が求められています。

ここに、このような社会の実現を目指し、手話が言語であること及びその手話を使用するろう者への理解を深めるために、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、ろう者にとって、日常生活及び社会生活を営む上で重要な言語は手話であることに鑑み、手話が言語であることの理解の普及について基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話及びろう者に対する理解の普及を推進することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 手話が言語であることの理解の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、ろう者がその他の者と等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるべきという認識の下に行われなければならない。

### （市の責務）

第3条 市は、手話が言語であることの理解の普及に関する施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、ろう者及び手話通訳者、手話サークル団体その他のろう者に関わるもの（以下これらを「ろう者等」という。）から意見を聴く機会

を設けるものとする。

3 市は、市職員が手話及びろう者への理解を深めるための機会を設けるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話が言語であることへの理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、手話が言語であることへの理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話が言語であることについて、従業員の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民への理解の普及)

第6条 市は、ろう者等と協力して、市民が手話及びろう者への理解を深めるための機会を確保するものとする。

(聴覚障がい児等への支援)

第7条 市は、聴覚障がい児及びその保護者等に対し、手話に関する必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

(学校における理解の普及)

第8条 市は、学校において、児童、生徒及び教職員に対し、手話及びろう者への理解を深めるための機会を提供するよう努めるものとする。

(医療機関等への理解の普及)

第9条 市は、医療機関、福祉施設その他これらに類する施設において、手話及びろう者への理解を深めるための機会を提供するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。